

(4) その他の機関との連携		第三者評価
NO.29	子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われているか	a
	【コメント】 要保護児童に関する支援体制を整備しており、地域移行に向けて関係機関との役割分担を行っている。学校などの関係機関が一同に会し、連携して支援を行い、法的な守秘義務を遵守し、在宅支援にも取り組んでいる。 代表者会議、実務者会議、個別ケース会議という三層の会議で構成し、警察を含め地域ごとの協力体制を築いている。 要保護児童対策地域協議会との連携により、引き継ぎを円滑に行っており、地域移行の考え方が浸透していることが確認できる。	
Ⅲ 一時保護所の運営		
1 一時保護の目的		第三者評価
NO.30	一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか	b
	【コメント】 保護所においては、理念として明文化した文言は設けておらず、“倫理綱領”および“行動規範”を基本的考えとして採用している。行動規範には、子ども主体に基づく内容を明記しており、一時保護の目的に合致したものとなっている。 また、国の一時保護改正案ガイドライン、長崎県社会的養育推進計画、長崎県子育て条例行動計画に基づき運営を行っている。保護所内では、職員に対し、子ども一人ひとりを尊重し、安心安全な環境を確保する重要性を伝えている。 “倫理綱領”および“行動規範”が、保護所の目的に合致したものであるが、長崎県子育て条例行動計画にある基本理念のような保護所としての理念にあたる考え方を明文化し、さらに職員への周知を図ることに期待したい。	
2 一時保護所の運営計画等の策定		第三者評価
NO.31	一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	a
	【コメント】 保護判定課は、“令和6年度重点事業計画書”を策定しており、具体的な目標を掲げている。これには、SSTの充実、スタッフ会議の積極的な取組、子どもアンケート、職員セルフチェックの実施が含まれ、目標の数値化も行っている。 スタッフ会議では、フロアが異なる3チームの連携に課題があるため、今年度は判定班に職員を増員し、ケースワーカーと職員がより密接に連携できるよう改善している。 また、県の予算運営に基づき、可能な限り事業計画の策定を進め、年度終了時には目標達成状況や事業計画の実施状況の評価・見直しを行っている。	
3 一時保護の在り方		第三者評価
NO.32	緊急保護は、適切に行われているか	a
	【コメント】 緊急保護の受入れは、日中はケースワーカーが全て対応し、夜間は職員が対応している。虐待等のケースでは、まず基本的な同意を求めており、やむを得ず職権を行使することもある。虐待の疑いがある場合、ケースワーカーが担当し、病院で診断を受け、その後保護所へ移動する手順である。時間帯にもよるが、まずは食事で空腹を満たし、薬やアレルギーについて事前に把握している。 その際に意見聴取も行い、感染症の疑いがある場合には、家族や学校の情報も収集している。検温を行い、個室で対応するなど、コロナ禍では職員が防護服を着用し、適切に対応している。	

4 一時保護所における保護の内容		
(1) 生活面のケア		第三者評価
NO.33	一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか	a
	【コメント】 保護所では、個々の子どもの状況に合わせて支援しており、生活全体のケアを行っている。学習支援については、時間割があるものの子どもの意思を尊重し、学校の課題を優先するなど、柔軟に対応している。 また、コーチングに取り組んでおり、コーチングを通じて、子どもはモチベーションが高まり、職員からの褒め言葉や達成感を得ることができている。 生活習慣の支援については、毎日の入浴は順番表を用意しており、入浴に対して抵抗感を示す子どもには、職員が寄り添いながら支援を行い、子どもが自立できるように配慮している。 食事の配膳や後片付けでは、子どもが率先して行動する場面があり、褒められることで他の子どもも意欲的に手伝うようになっている。生活全体を通して、子どもの成長を促すための支援が確認できる。	
(2) レクリエーション		第三者評価
NO.34	レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか	a
	【コメント】 施設内では、子どもたちが積極的に参加できる活動を考えている。体育館ではバドミントンやドッジボールなど個別に遊ぶ機会があり、子どもたちが楽しんでいる。また、雨の日には施設内での活動となり、ボッチャや風船バレーなどを行っている。子どものトレンドを把握し、アニメなどの購入を通じて子どもたちの希望を反映した支援も確認できる。 ゲーム貸出は娯楽室で行い、土日に限定して利用しており、ゲームの時間のルールも設定している。これにより、子どもたちは適切な時間内で楽しむことができている。玩具や備品については、定期的な点検はないものの、クリスマス会などの時期に物品を入れ替え、子どもたちの人気に応じて更新している。低年齢児向けのレゴやプラレールなど、子どもたちの成長に合わせた遊具を準備し、完成したパズルなどは写真を撮って子どもたちと喜びを共有するなど、個別のニーズに応じた支援であることがわかる。	
(3) 食事（間食を含む）		第三者評価
NO.35	食事が適切に提供されているか	s
	【コメント】 献立は子どもたちにわかりやすいように娯楽室に掲示しており、楽しみにしている子どもも多い。アレルギーの有無については、事前に本人や保護者にヒヤリングし、身柄付きの場合も警察を通じて確認している。警察が保護者等に対してアレルギーや感染状況の確認を行う仕組みも整っている。現在、卵などのアレルギーを持つ子どもがいるため、調理業者と連携して対応し、食堂のアレルギー資料やテーブルに掲示して、職員が配膳時に再度確認を行っている。更に子ども自身が確認して誤食がないように注意を払っている。 食事の量は子どもの発育に応じて調整しており、まず標準的な量を提供し、本人の様子を見て必要に応じて加減している。生活のリズムが整うことで、食欲が増している子どもが多く、一日3食の食事を取る習慣が身につき始めている。 冷蔵庫には麦茶を常備しており、子どもたちは自由に飲むことができる他、夜間に喉が渇く時には職員に伝えて、麦茶を得ている。 昼ご飯のホットドッグなど人気があり、子どもから感謝の言葉が届いている。 起床が遅い場合や外出の際には、レンジで温めた食事を提供しており、柔軟な対応が確認できる。 献立は委託先の業者が作成し、総務課が主催する給食会議で意向を伝えている。嗜好調査を基に、不人気な献立については改善を進めている。	

(4) 衣服	第三者評価
NO.36 子どもの衣服は適切に提供されているか	a
【コメント】 緊急で入所した子どもには衣服が不足することがあり、また、家出の場合は荷物を持っていないことが多いため、ケースワーカーが保護者と連絡を取って衣類を届けてもらうよう手配している。保護者の協力が得られない場合や入所時に衣類が少ない場合は、保護所が年齢に応じた衣類を貸し出している。気に入った場合は、そのまま貸し出すこともある。 子どもたちは自身で洗濯を行っており、小学校低学年の子どもから洗濯機の使い方を教えている。職員は見守りながら、少しずつ子ども自身で行えるよう支援している。また、着替えについては、本人が選べるよう配慮しており、衣類のボタンや穴などのほころびは、職員が繕っている。 季節感に応じた衣服を準備し、衣類は所定の保管場所に保管している。また、女子宿直室もあり、預かり荷物などの保管も行っている。	
(5) 睡眠	第三者評価
NO.37 子どもの睡眠は適切に行われているか	a
【コメント】 睡眠に関して、眠れない子どもにはぬいぐるみや本を貸し出すなど支援しており、就寝起床の時間はほぼ決まったルールに従っている。繰り返し声掛けが必要な子どももいるが、午後9時以降は居室で自由時間として過ごしている。日中は個室ではなく娛樂室で過ごす子どもが多く、就寝まで楽しく会話している様子がある。 子どもたちは自分で就寝準備を行っており、おねしょについては、布団を干し、尿取りマットを使用するなど、事前に得た情報をもとに布団が汚染しないよう配慮している。枕カバーやシーツは職員が洗濯を担当しており、暗いと怖くて眠れない子どもには、眠るまで付き添っている。 布団は、長期間使用する場合には掃除機で吸引したり、天日干しやデッキで干すなど、寝具の衛生管理を徹底している。	
(6) 健康管理	第三者評価
NO.38 子どもの健康管理が適切に行われているか	a
【コメント】 年度始めに、職員に向けて救急対応について説明しており、呼吸停止や意識不明の際の救急車対応についても伝えている。精神的な緊急性がある場合など状況に応じて対応し、てんかん発作の対応は書式化しており、職員間で共有している。薬の管理は、職員2人体制でチェックしている。 各人の診療一覧表は職員が作成し、適切な医療が受けられるよう支援している。保護前の情報はケースワーカーが聞き取り、入所後に更に必要な情報を収集しており、薬に関しては後から判明することもあるため、随時確認し対応している。 コロナ禍では看護師が対応し、クラスターは発生しなかったものの、警察が病院経由で保護する事例もあった。また、アフターピルや性病など、性に関連する問題も見つかることがあり、小学生への性教育も課題として取り組んでいる。 支援が難しいケースや精神科の薬の影響については、職員の注意点として共有している。また、薬との関連性や支援困難なケースに関する分析を行い、県の公衆衛生研修会で発表した事例がある。	

(7) 教育・学習支援	第三者評価
NO.39 子どもの教育・学習支援が適切に行われているか	S
【コメント】 入所時には、オリエンテーション後に初日と2日目に国語と算数のプリントを渡し、併せて生活アンケートを通じて学力を把握している。また、事前情報の収集に加え、知能検査は必ず児童心理司が実施しており、アセスメントの一部として位置づけている。 学習室や娯楽室では、近隣中学校が週4日午前中に教師を派遣し、見守ることを基本として子どもが学習中にわからないことがある場合に学習指導を行う体制を構築している。更に、教育委員会が派遣した職員は、県内の受験要項を準備し、学習環境を整備している。 学校との関わりは、在籍校の対応に基づき、受験対応や校長の来所、期末試験の実施、夏休みの教材の提供などがある他、修学旅行や卒業式等の行事に参加する機会もある。加えて、合唱コンクール等への参加希望があれば、職員が同行して支援を行っており、これらの活動の調整はケースワーカーが担っている。 また、コーチング授業に力を入れており、週2回教員資格を持つ職員が来所し、個別の学習支援を行うことで、学習に集中できる環境を整備している。 以上の取組は、子どもの個別の状況、特性および学力に十分に配慮した教育・学習支援を適切に行っていることを示しており、成果を上げていることが確認できる。	
(8) 保育	第三者評価
NO.40 未就学児に対しては適切な保育を行っているか	b
【コメント】 現在、未就学児は入所しておらず、未就学児は可能な限り児童養護施設等に一時保護を委託している。 保護所内の未就学児用専用プレイルームは、週に2回近隣体育館で子どもがバドミントンなど体を動かす時間に、未就学児が活動する場所として使用している。 他にも、学習室や娯楽室で、ぬりえやおりがみなど年齢や発達段階に応じて必要な支援を行う体制を確保している。 ただし、子どもたちが長期入所ではないため、保育士の採用や保育計画による支援は、現時点では実現していない。今後は、緊急時対応も視野に、保育支援の導入及びその取組の強化に期待したい。	
(9) 保護者・家庭への感情、家族の情報、家族との面会等	第三者評価
NO.41 家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか	a
【コメント】 家族との面会が可能な場合は、面会室で行っている。ケースワーカーが保護者と子どもそれぞれと面接を行い、その後面会に繋げている。面会の対応もケースワーカーが行い、指導員室には面会予定表を表示し、職員間で情報を共有している。 ファミリーチャットルームは、リビングのような落ち着ける環境に設定しており、面会が円滑に進むよう配慮している。 家族との関係性を維持、強化し、子どもの心理的安定を図ることは重要な取組であり、適切に進めていることが確認できる。	

5 特別なケアの実施		
(1) 性的問題への対応		第三者評価
NO.42	子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか	a
	【コメント】 子どもの性的問題については、児童心理司が主体となり、ケースワーカーや職員と連携して対応している。入所時には、パンフレットを使ってプライベートパーツや人との距離感について教育を行っている。 保護所では、施設の構造上、夜間のみ男女の区分けしており、環境面での分離には工夫が必要な部分があるため、職員は工夫を重ねている。 性的問題では、異性に限らず同性同士での未遂事件なども懸念され、施設内の死角部分や入浴時、トイレ使用時などの見守りが必要であるとして、部屋のリフォームや職員配置などさまざまな工夫を行っていることがわかる。 性被害の対応については、警察と連携して面接を行っているが、警察は子どもの対応に難しさを感じており、保護所はできる限りの支援を行っている。 性被害に関しては、警察との連携を重視し、児童心理司と職員が協力して、子どもの心身の安全と心理的安定を最優先に適正に対応している。	
(2) 問題行動のある子どもへの対応		第三者評価
NO.43	他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか	a
	【コメント】 受入時に、他害や自傷行為を行う可能性がある子どもについて、ケースワーカーがアセスメントを実施し、児童心理司や職員と情報を共有している。その結果を踏まえ、子どもの状態に応じた適切な対応を検討し支援している。 自傷行為につながる可能性のある物品は、所持品の確認を行い、必要に応じて没収する他、パーカーの紐の取り外しや居室のカーテンの撤去など、安全を確保するための環境調整を行っている。 特に、自傷リスクの高い子どもについては、危険物を持っていないか定期的に確認し、必要に応じて医療機関と連携している。 他害行為や暴言、暴力が発生した場合の対応については、職員の安全確保を第一に考え、夜間などに危険が生じた際には、速やかに110番通報を行うことを職員に周知徹底している。その後、管理者や班長への報告を行う手順としており、状況に応じた迅速な対応に注力している。また、通報時には詳細を伝えすぎず、簡潔に要点を伝えるよう指導している。 これらの対応方針は、子どもたちの安全と心理的な安定を最優先に考えており、アセスメントに基づく適切なケアと、より実効性のある対応の整備を実施している。	
(3) 無断外出を行う子どもへの対応		第三者評価
NO.44	無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか	b
	【コメント】 保護所には一時保護児童無断外出対応要綱があり、職員は手順に基づいて対応している。無断外出後は、事故や事件に巻き込まれず無事に戻ってきたことを評価し、子どもの話に耳を傾け、無断外出に至った理由や気持ちを十分に受け止めている。また、作業や運動を罰として科す等は行っていない。 この対応方針は、子どもの安全と心理的安定を最優先に考え、信頼関係の構築を重視するものである。更に、職員間での情報共有と連携を強化し、無断外出の再発防止に努めている。 しかし、受入時のリスクアセスメントに努めているものの、今年度は無断外出の事例が男女問わず多発しており、適切な管理体制や支援策が整っているか、更なる見直しと改善が求められる。また、無断外出が発生した際には、当該児童だけでなく、影響を受ける他の子どもたちへの対応も重要である。今後の取組が待たれる。	

(4) 重大事件に係る触法少年への対応		第三者評価
NO.45	重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか	b
	【コメント】 現在、重大事件に係る触法少年を受け入れた事例はない。 現在の保護所の体制では、重大事件を起こした少年の受入れは、他児への影響が大きすぎることから対応が難しいと判断している。また、県では警察が対応措置を講じている。	
(5) 身近な親族等を失った子どもへの対応		第三者評価
NO.46	身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか	b
	【コメント】 これまで、身近な親族が亡くなった事例はない。万が一そのような事態が発生した場合、所長が親権代行者として、子どもが葬儀に参列できるよう調整を行うことを想定している。また、葬儀後についてはケースワーカーが引き続きサポートを行い、保護所を出てからの状況についても慎重に対応する体制を整備している。	
(6) その他の配慮が必要な子どもへの対応		第三者評価
NO.47	被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	s
	【コメント】 被虐待児を受け入れる際の適切な対応と体制を構築している。受入れ窓口はケースワーカーであり、受入れ決定後は判定班が中心となり支援方針を決定している。児童心理司による面談を受けた後、精神科医である所長が診察し、ケースワーカー、児童心理司、職員の3人がチームを組み、所長が協議に加わり助言を行っている。 外部には嘱託医もあり、精神的な課題を抱えた子どもは診察や治療を受けることができる。所長は必要に応じて面談を行い、心理検査や行動面の情報を収集した上で、支援方針を決定している。 更に、診察室に行けない子どもには所長が直接面談するなど、柔軟な支援がある。被虐待児への適切な対応・体制を整備していることが確認できる。	
NO.48	障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	a
	【コメント】 現時点の体制では、最重度の障害を持つ子どもの受入れは難しく、障害児施設等に一時保護を委託している。 保護所では、常時子どもの入所や退所があり、集団の構成が流動的であるため、障害のある子どもを受け入れる際、他の子どもに対して思いやりを持つよう指導することは容易ではない。そのような状況の中でも、聾学校に通っていた子どもを受け入れた際には、補聴器の使用について他の子どもに説明を行い、理解を促すなど取り組んでいる。また、音に敏感な子どもには、居室で過ごせる環境を整え、落ち着けるよう支援している。 所長は精神科医であり、受け入れ時に面談を実施し、必要に応じて外部の嘱託医による診察を受ける体制を整えている。服薬管理については、保健師が状況を把握し、分析を行っている。また、受け入れ時点で十分なアセスメントがない場合でも、職員が子どもの様子を観察しながら情報を収集し、適切な対応ができるよう努めている。 障害のある子どもが集団生活の中で安心して過ごせるよう、環境調整を含めた個別の対応を行っている。	

NO.49	健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	a
	【コメント】 健康上の配慮が必要な子どもを受け入れる際には、ケースワーカーが子ども本人を交え、職員や保健師に注意すべき点を伝えている。日々の健康管理や受診結果については、職員が日誌に記録し、保健師専用の記録ファイルとともに指導員室で管理し、共有している。 子どもの精神状態が不安定な場合や気になる症状がある際には、職員が医師である所長へ相談し、必要に応じて面談を実施している。特に夜間の緊急対応が必要な場合には、迅速に対応できる体制を整えている。 また、今年度は緊急避妊薬を服用するケースについて、児童心理司と情報交換を行い、フォローアップの在り方について連携を図っている。健康管理については、担当職員を中心に配慮して対応している。	
6 安全対策		
(1) 無断外出防止及び発生時対応		第三者評価
NO.50	無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか	a
	【コメント】 保護所では、無断外出が発生した際の対応マニュアルとして、一時保護児童無断外出対応要領を整備している。この要領には、職員による捜索の方法や保護者、警察への連絡基準及びその方法を明確に記しており、実際にこの要領に沿って対応している。 無断外出が発生した場合、その背景や要因をケース会議で話し合い、子ども一人ひとりに応じた対応を検討している。飛び出すように外へ出たのか、目的を持って外出したのかなど、行動の意図を丁寧に分析し、適切な支援に繋げるよう努めている。 一時保護の特性上、地域との継続的な連携は難しく、地域と密接に関わる形での支援体制を整えることはない。身柄付きでの保護も本人および保護者の同意に基づくため、基本的には逃走を想定していない。職員は、子ども一人ひとりの状況を丁寧に把握し、適切な関わりを持つことで、無断外出の未然防止にも努めている。	
(2) 災害時対策		第三者評価
NO.51	災害発生時の対応は明確になっているか	a
	【コメント】 保護所の特性上、センター全体の総合訓練には不参加である。保護所として、担当職員を配置し毎月の訓練計画を立てており、地震を想定した訓練も含めた内容となっている。火元想定は厨房が多く、娯楽室横の玄関を使用し車庫前に集まることを定めている。 厨房、給湯器、乾燥室等 火元を想定して年間計画 毎月計画を立てているが、子どもが無断外出することが予見される場合もあり、落ち着かない状況では訓練はできないことが多い。 保護所では日々の入所数変動するため、現在の入所人数を常に頭に入れておくことが重要である。また、職員は非常口や避難場所については日頃から説明を行っている。更に夜間帯は3人での対応となる。 保護所では、避難訓練が子どもの無断外出に繋がらないように注意を払うことが必要であるため、回数多くの訓練は難しい面もあるが、災害発生時の対応、対策を立てて実施していることが確認できる。	

(3) 感染症対策		第三者評価
NO.52	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	a
	【コメント】 保護所では、令和5年6月改訂の感染症対策マニュアルに基づき、感染症予防対策を実施している。手洗いやうがいを推奨し、入所から2日間は子どもの感染症の有無を把握するため、居室で体調管理を行っている。また、感染症に関する情報は、援助方針会議や業務引継ぎを通じて、職員に周知している。ノロウイルス対策として、嘔吐物処理セットを指導員室に常備しており、感染症予防に十分配慮している。 令和2年11月から看護師が配置されていたが、現在は不在となっており、保健師が主に職員や子どもに感染症予防の指導を行っている。これまでコロナクラスターは発生しておらず、医師である所長や保健師から指導を受けることができる環境が整っていることがわかる。	
7 質の維持・向上		第三者評価
NO.53	一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか	c
	【コメント】 保護所には各種マニュアルが綴りファイルとして存在するが、保護班長は日々の業務に追われて開くことが難しいと捉えている。また、実務に合った内容かどうかなど全体的な見直しには追いついていない状況である。 職員の異動も多く、誰でも開けるように常設しているものの、定期的な見直しの仕組みまでは整っていない。 感染症対策マニュアルについては保健師が主となり、タイムリーな見直しを行っている。リスク管理として、緊急連絡網、相談支援課への応援要請、110番通報等の手順や宿直引き継ぎ書の掲示など実施している。 昨年作成したビギナーズマニュアルには、一日の流れや職員の配置、細かい注意事項を記載しており、新人職員がスムーズに業務を行えるよう工夫している。 今後は、マニュアル内容の実効性を高めるため、職員への周知徹底を図り、その実践状況が確認できる体制と、定期的にマニュアルを見直す仕組みづくりが待たれる。	
NO.54	一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか	a
	【コメント】 県職員としての目標管理制度及び人事評価制度に基づき、年3回の職員セルフチェックを実施している。職員は日々の業務や状況の変化を共有し、記録を活用した連携を強化することで、組織全体としての一貫した支援を徹底している。 更に、専門職としての意識向上を目的に、一時保護日誌を作成するとともに、遅出・早出・宿直日誌や昼夜の業務記録を詳細に記載し、子どもの状況や対応について把握するよう努めている。 また、保護所は令和3年度に初めて第三者評価を受審し、今回2回目の受審に取り組んでいる。これらの取組を通じて、支援の質の向上を目指し、職員間の連携強化及び専門職意識の向上を図る体制を構築していることがわかる。	
Ⅳ 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント		
1 アセスメントの実施		
(1) 保護開始時		第三者評価
NO.55	保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか	s
	【コメント】 保護開始に際し、ケースワーカーや状況に応じて保健師が聞き取りを行い、子ども及びその家庭に関する情報の把握に努めている。また、必要な情報が不十分な場合には、保護開始後も関係機関との連携を通じて迅速な情報収集を継続している。 保護所では、個室で2日間に渡り、アレルギーの有無、ワクチン接種歴、感染症の有無などの確認を実施している。更に、子ども同士の関係構築を促進するため、学習室において自己紹介の機会を設けている。これらの一連のプロセスは、保護開始直後の安心・安全を確保する上で不可欠であり、適切に対応している。	

NO.56	関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方針を決定しているか	a
	【コメント】 子どもの保護開始にあたっては、まずケースワーカーによる社会診断、児童心理司による心理診断、医師による医学診断の3つのアセスメントを実施し、その後、判定会議を経て受入れを決定している。その後、援助方針会議を開催し、総合的なアセスメントに基づき、個別援助指針を策定している。この会議には、担当者、班長、管理者、部長、所長が参加し、週1回定期的に行っており、臨時で開催することも多い。 支援方針を決定するための会議は、判定会議と援助方針会議が中心となり、担当者の情報を基に合議制で進め、職員間で共有している。	
2 個別援助指針(援助方針)の策定及び個別ケアの実施		第三者評価
NO.57	援助指針に沿った個別ケアを行っているか	a
	【コメント】 職員は、子ども一人ひとりの人格を尊重した個別ケアの重要性を認識しており、援助方針に基づき、子どもについて個別のプログラムを作成している。指導の際に注意すべき点は、職員室のホワイトボードに記載し、全職員で共有している。また、子ども一人ひとりの生活の様子は、日勤者および夜勤者が日誌に詳細に記録しており、この記録を共有することによって、個別ケアの実施を確実に行うことに繋がっている。 日々のケアや支援が援助方針に沿っており、個別ケアを着実に進めていることが確認できる。	
NO.58	一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直し等が行えているか	a
	【コメント】 子どもの変化に合わせた支援方針では、必要最低限の保護期間を設定し、その期間内で支援を行っている。保護班の職員は、子どもの状況に応じて対応しており、保護の経緯によりアプローチ方法を変えている。具体的な対応方法はケース会議で議論し、個別に最適な支援を決定している。保護に至った経緯が異なるため、個別の対応が必要となり、一人ひとりの子どもに応じた支援方針を定めている。 職員は、子どもとの信頼関係を築くことを重要視しており、日常生活を共にしたり、一緒に運動をする中で子どもの不安や変化を見逃さないよう努めている。いたずらなども子どもの訴えのサインとして捉え、必要に応じて児童心理司と連携を図ることがある。 特に、言葉で表現するのが難しい子どもや文章での表現を得意とする子ども、思春期の子どもについては、個別の支援方法を検討し対応している。 また、思春期の子どもには、適切な距離感を保ちながら関わることを大切にしており、一緒に遊ぶなどの活動を通して信頼関係を築いている。保護期間は原則最長2ヶ月と定められており、職員はできるだけその期間を短縮するよう努めている。 子どもの変化に応じた支援方針の見直しはケース会議で行い、情報は一目で確認できるよう整理しており、支援方針に基づいて対応していることがわかる。	
3 子どもの観察		
(1) 子どもの観察		第三者評価
NO.59	一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか	a
	【コメント】 子どもにはそれぞれ担当職員がついており、定期的に面談して子どもの気持ちを丁寧に聞き取っている。面談では、職員の主観的な質問を避け、オープンクエスチョン形式を用いるよう指導があり、子どもが自分の言葉で気持ちや考えを表現できるよう配慮している。 職員は、子どもとの信頼関係の構築を最も重要視しており、日々の生活を共に過ごしながらか信頼関係を築くことによって、子どもから声を掛けてくるような関わりを大切にしている。 毎日の日誌には、子どもとの会話や普段と異なる様子などを詳細に記録しており、第三者が見ても分かりやすい形で事実と所見を明確に記している。	

(2) 観察会議等の実施		第三者評価
NO.60	観察会議が適切に実施されているか	a
	【コメント】 保護所では、原則として週1回、スタッフ会議を行っている。勤務の都合により全員が揃うことが難しくなっているため、代わりにチャットやパソコンを活用して情報の共有化を図っている。 また、職員室にはホワイトボードを設置し、子ども一人ひとりの予定や注意事項を記すことで、一目で把握できるよう工夫している。このような方法により、全職員が情報を共有していることが確認できる。 子どもたちの多くは愛着障害を抱えており、職員は子どもの自己肯定感を伸ばす支援を行っている。職員は子どもの長所を褒めることが重要であると考えており、日常的な声掛けにおいてもその点に配慮している。特にケースワーカーは保護者との面談時に“子どもの良いところ探し”を意識しており、子どもの本当の良さを見つけ、伝えることを大切にしている。 また、職員指導においても、子どもの長所を触れながら伸ばす方法を取り入れている。	
V 一時保護の開始及び解除手続き		
1 開始手続き		
(1) 保護開始に関わる支援・連携		第三者評価
NO.61	保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか	a
	【コメント】 保護開始にあたっては、受理会議等で必要な判断を行っている。子どもが保護所に連れて来る際、ケースワーカーは家族構成などを住民基本台帳で確認し、必要な情報を明確にしておき、入所後、面談室で初期対応を行い、職員が適切な支援ができるよう準備を整えている。 保護所に到着後は、必要書類の取り扱いや日用品の準備を行い、預かり品については写真を撮って確認することで、物品管理を確実にしている。また、入所後に病院受診など必要な手続きを迅速に開始している。 緊急時には例外的な対応が求められる場合があり、児童相談所の職権を使うこともあるが、通常は所定の手順に従い、保護に向けて進めている。	
(2) 子どもの所持物		第三者評価
NO.62	一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	a
	【コメント】 職員は、子どもに“一時保護所のしおり”を使用して、施設内に持ち込めない物品について説明している。子どもの所有物として、現金や貴重品、鍵、スマートフォンなどがあり金庫に保管し、預かる際に一時保護児童所持品保管台帳に記録し、更に写真撮影を行うことで、紛失や混同を防ぎ、厳重に管理している。 これらの管理方法は“一時保護所のしおり”にも記載しており、職員はそれに基づいて行っている。一時保護中の子どもの所持物を返却する際は、台帳を確認し、子どもからサインを得た後に返却している。	
2 解除手続き		
(1) 保護解除に係る支援・連携		第三者評価
NO.63	保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか	a
	【コメント】 子どもの継続保護の判断は、ケースワーカーを中心に、子どもの状況や必要な支援を総合的に評価した上で行っている。 保護解除の場合、要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関と連携しながら、適切な支援が継続されるよう情報の引継ぎを行っている。 子どもの情報については、各担当者が評価した診断(社会診断、心理診断、行動診断、医学診断)を基に整理している。この情報は、継続保護の必要性の判断や一時保護解除後の里親、児童養護施設への引き継ぎに活用しており、適切な情報提供を行っていることがわかる。	

(2) 子どもの所持物		第三者評価
NO.64	保護解除にあたり、子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	a
	【コメント】 一時保護の解除時には、一時保護児童所持品保管台帳と預かる際に撮影した写真と合わせながら、所有物をすべて子どもに返却している。ただし、煙草など制限・指導の対象となる物を所持していた場合は、手順どおり預かった上で、保護者へ返却している。 これまでに所有物に違法なものが含まれていた事例はなく、発生した場合には速やかに警察へ連絡する手続きを整えている。 保護解除時においても、子どもの所持品には適切に対応しており、問題は発生していない。	